

<ショートステイ料金表> (自己負担 1割)

ショートステイ ぽぷら

別紙①

令和6年6月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ 所定単位数の 140/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	529	18	12	なし	なし	なし	559	79	674	1,680	100	3,120	5,574
要支援2	656	18	12	なし	なし	なし	686	97	827	1,680	100	3,120	5,727
要介護1	704	18	12	4	8	18	764	107	919	1,680	100	3,120	5,819
要介護2	772	18	12	4	8	18	832	117	1,002	1,680	100	3,120	5,902
要介護3	847	18	12	4	8	18	907	127	1,091	1,680	100	3,120	5,991
要介護4	918	18	12	4	8	18	978	137	1,177	1,680	100	3,120	6,077
要介護5	987	18	12	4	8	18	1,047	147	1,260	1,680	100	3,120	6,160

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00 までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(介護職員等処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道222円)必要となります。

★介護職員等処遇改善加算★

介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を廃止し、新たに全職員の処遇を改善するために設定されたものです。

当事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

下記の①~③を満たしている場合 14.1% 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

- ① キャリアパス要件
- ② 月額賃金改善要件
- ③ 職場環境等要件

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55)

★ 介護職員処遇改善加算 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記の要件を満たしている場合 2.7% 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること

○ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表(負担限度額認定証がある方)>

ショートステイ ぼぶら

別紙①

令和6年8月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 合計(1日)	介護職員等処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 140/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	負担限度額 段階	食費 負担額 (1日)	滞在費 負担額 (1日)	おやつ代 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	529	18	12	なし	なし	なし	559	79	674	第1段階	300	880	100	1,954
										第2段階	600	880	100	2,254
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,144
										第3段階②	1,300	1,370	100	3,444
要支援2	656	18	12	なし	なし	なし	686	97	827	第1段階	300	880	100	2,107
										第2段階	600	880	100	2,407
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,297
										第3段階②	1,300	1,370	100	3,597
要介護1	704	18	12	4	8	18	764	107	919	第1段階	300	880	100	2,199
										第2段階	600	880	100	2,499
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,389
										第3段階②	1,300	1,370	100	3,689
要介護2	772	18	12	4	8	18	832	117	1,002	第1段階	300	880	100	2,282
										第2段階	600	880	100	2,582
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,472
										第3段階②	1,300	1,370	100	3,772
要介護3	847	18	12	4	8	18	907	127	1,091	第1段階	300	880	100	2,371
										第2段階	600	880	100	2,671
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,561
										第3段階②	1,300	1,370	100	3,861
要介護4	918	18	12	4	8	18	978	137	1,177	第1段階	300	880	100	2,457
										第2段階	600	880	100	2,757
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,647
										第3段階②	1,300	1,370	100	3,947
要介護5	987	18	12	4	8	18	1,047	147	1,260	第1段階	300	880	100	2,540
										第2段階	600	880	100	2,840
										第3段階①	1,000	1,370	100	3,730
										第3段階②	1,300	1,370	100	4,030

<ショートステイ料金表> (自己負担 2割)

ショートステイ ぽぷら

別紙①

令和6年6月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ 所定単位数の 140/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	1,058	36	24	なし	なし	なし	1,118	157	1,346	1,680	100	3,120	6,246
要支援2	1,312	36	24	なし	なし	なし	1,372	193	1,652	1,680	100	3,120	6,552
要介護1	1,408	36	24	8	16	36	1,528	214	1,838	1,680	100	3,120	6,738
要介護2	1,544	36	24	8	16	36	1,664	233	2,002	1,680	100	3,120	6,902
要介護3	1,694	36	24	8	16	36	1,814	254	2,182	1,680	100	3,120	7,082
要介護4	1,836	36	24	8	16	36	1,956	274	2,353	1,680	100	3,120	7,253
要介護5	1,974	36	24	8	16	36	2,094	294	2,520	1,680	100	3,120	7,420

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00 までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(介護職員等処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道222円)必要となります。

★介護職員等処遇改善加算★

介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を廃止し、新たに全職員の処遇を改善するために設定されたものです。

当事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

下記の①~③を満たしている場合 14.1% 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

- ① キャリアパス要件
- ② 月額賃金改善要件
- ③ 職場環境等要件

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★ 介護職員処遇改善加算 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記の要件を満たしている場合 **2.7%** 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること

○ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表> (自己負担 3割)

ショートステイ ぽぷら

別紙①

令和6年6月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ 所定単位数の 140/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	1,587	54	36	なし	なし	なし	1,677	140	1,917	1,680	100	3,120	6,817
要支援2	1,968	54	36	なし	なし	なし	2,058	171	2,352	1,680	100	3,120	7,252
要介護1	2,112	54	36	12	24	54	2,292	191	2,620	1,680	100	3,120	7,520
要介護2	2,316	54	36	12	24	54	2,496	208	2,853	1,680	100	3,120	7,753
要介護3	2,541	54	36	12	24	54	2,721	226	3,110	1,680	100	3,120	8,010
要介護4	2,754	54	36	12	24	54	2,934	244	3,353	1,680	100	3,120	8,253
要介護5	2,961	54	36	12	24	54	3,141	261	3,590	1,680	100	3,120	8,490

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00 までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(介護職員等処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道222円)必要となります。

★介護職員等処遇改善加算★

介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を廃止し、

新たに全職員の処遇を改善するために設定されたものです。

当事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

下記の①～③を満たしている場合 14.1% 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

- ① キャリアパス要件
- ② 月額賃金改善要件
- ③ 職場環境等要件

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★ 介護職員処遇改善加算 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記の要件を満たしている場合 **2.7%** 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○ 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること

○ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

その他の介護報酬加算利用料金表

ショートステイぼくら

* 下記の加算は、発生時に加算されるものです。

加算項目	加算内容のご説明	1割負担額/日
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。 1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として算定します。	8単位/回
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	120単位
送迎加算	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。通常事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費(通常の事業実施地域を超えた地点から10km未満は片道300円、10km以上は片道600円)をご負担頂きます。	184単位(片道)
医療連携強化加算	急変の予想や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡回(おおむね1日3回以上の頻度)や、主治医との連絡がとれない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行う等の要件を満たした場合に加算されます。	58単位
緊急受入体制加算	認知機能障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状があり、医師が判断した場合に算定されます。	200単位 (7日間限度)

加算項目のご説明

加算項目	ご説明	
サービス提供体制強化加算 II	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、ショートステイ専属職員の60%以上が介護福祉士資格を取得している場合に加算されます。	
夜勤職員配置加算	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、基準を上回る夜勤職員を配置している場合に加算されます。	
看護体制加算 I	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。	
看護体制加算 II	上記看護体制加算 I の算定要件に加え、プラス1人以上看護職員を配置しており、かつ協力病院等との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定されます。	
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。	
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	
緊急受入体制加算	当該日に利用することが予定されていない利用者を緊急に受け入れた場合に算定されます。	
送迎加算	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。	
機能訓練指導員体制加算	機能訓練指導員の職務に従事するものを常勤換算で1名以上配置している場合に算定されます。	
介護職員等処遇改善加算 I	当事業所が次の要件をすべて満たしている場合に加算される ① キャリアパス要件 ② 月額賃金改善要件 ③ 職場環境等要件	所定単位の 140/1000

その他介護保険サービス外の利用実費負担

加算項目	加算内容のご説明	ご負担額
理美容サービス	理美容サービスをご希望された場合	実費相当額 (2,100円～)
貴重品管理サービス	金銭などの管理を施設に依頼された場合	1日 30円
レクリエーション・行事参加実費	レクリエーション・行事等に参加された場合	実費相当額
複写物の交付	複写物や証明書類などが必要になった場合	コピー1枚10円～ 証明1通1,650円
特別な食事	通常の食事とは別に提供された場合	実費相当額
ご家族宿泊費	ご希望によるご家族のご宿泊の場合	実費相当額 (1日1,500円 +消費税)
電化製品持込費	居室内への電化製品持込の場合 (電気シェーバー・ヘアドライヤー及びコンセントを使用しない機器は費用は発生しません。)	1機種につき 1日 30円

1. 高額介護サービス費の支給について

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担いただいております。
高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。

■利用者負担段階別要件と自己負担の上限額

利用者負担段階	所得要件	資産要件	自己負担上限額
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税生活保護受給者等	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)	15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)	
第3段階①	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)	24,600円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)	
第4段階～	本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 本人が市民税課税の方 配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
		年収約770万円以上約1,160円未満	93,000円
		年収約1,160万円以上	140,100円

※ 負担限度額の対象要件に当てはまっても、**[1][2]**のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- [1] 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- [2] 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

2. 施設入所による「居住費・食費」の負担限度額

介護老人福祉施設の入所や、ショートステイ(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)の利用時に所得の低い方の負担が重くならないよう『居住費』『食費』に負担限度額を設定します。なお、負担限度額は所得状況等により設定された「利用者負担段階」によって異なります。また、軽減を受けるには申請が必要となりますので、草津市役所介護高齢課にてお手続きください。

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	880円	300円
第2段階	880円	600円
第3段階①	1,370円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,300円
第4段階	3,120円	1,680円

3. 高齢者夫婦世帯などの軽減

利用者負担第4段階の高齢夫婦世帯などで一方が入所し、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などに、以下の全ての要件に該当する場合は居住費(滞在費)・食費が引き下げられます。

- 1 市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身者は含まない)
- 2 世帯員が、「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」に入り、利用者負担段階第4段階の居住費・食費を負担している
- 3 世帯の年間収入から、施設の利用者負担を差し引いた額が80万円以下
- 4 世帯の預貯金等の額が450万円以下
- 5 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 6 介護保険料を滞納していない